



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 沖縄県立奥武山総合運動場の利用料金の承認（スポーツ振興課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）…………… 10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）…………… 11

人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施…………… 13
- 沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験及び沖縄県警察官（女性）採用試験の実施…………… 15

告 示

沖縄県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり久米島町具志川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年4月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	山里昌伸	久米島町字山里92番地
理事	吉永幸夫	久米島町字仲地4番地
理事	安村秀紀	久米島町字西銘2334番地
理事	前兼久幸雄	久米島町字西銘2271番地
理事	糸数克守	久米島町字鳥島268番地
理事	喜久里猛	久米島町字兼城170番地
理事	新城行雄	久米島町字兼城210番地
理事	天久興次郎	久米島町字大田294番地
理事	上江洲実	久米島町字大田206番地3
理事	仲村昌慧	久米島町字山里89番地
理事	大田治雄	久米島町字比嘉2870番地
監事	国吉武	久米島町字鳥島356番地
監事	田端努	久米島町字嘉手苺118番地

監事	比嘉正明	久米島町字山里307番地2
----	------	---------------

任期 令和元年12月5日から令和5年12月4日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	山里昌伸	久米島町字山里92番地
理事	吉永幸夫	久米島町字仲地4番地
理事	安村秀紀	久米島町字西銘2334番地
理事	前兼久幸雄	久米島町字西銘2271番地
理事	糸数克守	久米島町字鳥島268番地
理事	喜久里猛	久米島町字兼城170番地
理事	新城行雄	久米島町字兼城210番地
理事	天久興次郎	久米島町字大田294番地
理事	上江洲実	久米島町字大田206番地3
理事	仲村昌保	久米島町字仲地227番地
理事	大田治雄	久米島町字比嘉2870番地
監事	盛本實	久米島町字西銘866番地
監事	国吉武	久米島町字鳥島356番地
監事	中村勇	久米島町字仲地99番地

沖縄県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、上区西地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和3年4月7日から同年5月10日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第242号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第14条第3項の規定により、奥武山総合運動場の利用料金を次のとおり承認した。

令和3年4月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 奥武山総合運動場
- 2 指定管理者 奥武山パークマネジメント 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C
- 3 利用料金の適用年月日 令和3年4月1日
- 4 利用料金の額

- (1) 奥武山陸上競技場
 - ア 専用利用の利用料金

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,730円	2,730円	5,500円	810円
		一般・学生	5,500円	5,500円	11,000円	1,630円
		高齢者	2,750円	2,750円	5,500円	810円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額			
同上の練習のために専用する場合		アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間区分に応じた利用料金の額の2分の1の額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合		11,000円	11,000円	22,000円	3,300円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額			

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券（11枚）
個人利用	児童・生徒	40円	40円	40円	400円
	一般・学生	80円	80円	80円	800円
	高齢者	40円	40円	40円	400円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額			
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額			
	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額			
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒	1人1回につき30円			
	一般・学生	1人1回につき60円			
	高齢者	1人1回につき30円			

ウ 施設設備の利用料金

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置			1,100円	1,100円	2,200円	530円
屋外照明（専用利用の場合）	児童・生徒	全点灯	1時間につき1,310円			
		2分の1点灯	1時間につき650円			
	一般・学生	全点灯	1時間につき2,630円			
		2分の1点灯	1時間につき1,310円			
	高齢者	全点灯	1時間につき1,310円			
		2分の1点灯	1時間につき650円			

エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額	種類	利用料金の額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

(2) 奥武山補助競技場
専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	児童・生徒	620円	620円	1,250円	170円
	一般・学生	1,250円	1,250円	2,500円	340円
	高齢者	620円	620円	1,250円	170円
その他の催物に専用する場合		2,510円	2,510円	5,040円	750円

(3) 奥武山庭球場
ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額（1面につき）			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	700円	700円	1,410円	180円
	一般・学生	1,460円	1,460円	2,930円	390円
	高齢者	730円	730円	1,460円	190円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額（1面につき）	
	9時～17時	時間外（1時間につき）
児童・生徒	1時間につき160円	180円
一般・学生	1時間につき340円	390円
高齢者	1時間につき170円	190円

ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
場内放送装置	650円	650円	1,310円	310円
会議室	260円	260円	530円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			
屋外照明	1面1時間につき160円			

(4) 奥武山水泳プール

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額	
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	児童・生徒	1時間につき460円
		一般・学生	1時間につき930円
		高齢者	1時間につき460円
	50メートルプール	児童・生徒	1時間につき990円
		一般・学生	1時間につき2,000円
		高齢者	1時間につき990円
	飛び込みプール	児童・生徒	1時間につき990円
		一般・学生	1時間につき2,000円
		高齢者	1時間につき990円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	
	飛び込みプール	徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額	

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分		利用料金の額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき100円	回数券（11枚）1,000円
	一般・学生	1人2時間につき200円	回数券（11枚）2,000円
	高齢者	1人2時間につき100円	回数券（11枚）1,000円

団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の9を乗じて得た額
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の8を乗じて得た額
	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に10分の7を乗じて得た額

ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,100円	1,100円	2,200円	530円
会議室	530円	530円	1,100円	530円

(5) 武道館

ア 専用利用の利用料金

(7) アリーナ棟

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	15,150円	15,150円	30,320円	4,150円
		一般・学生	18,490円	18,490円	36,990円	5,070円
		高齢者	15,150円	15,150円	30,320円	4,150円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	25,150円	25,150円	50,320円	6,900円
		営利を目的とする場合	104,180円	104,180円	208,370円	28,640円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額			

備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。

(イ) 錬成道場棟

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4,110円	4,110円	8,230円	1,130円
		錬成道場(各階ごと)				
		トレーニングルーム	3,570円	3,570円	7,160円	970円

る場合		相撲場	1,630円	1,630円	3,300円	550円	
		クライミングウォール	610円	610円	1,240円	200円	
	一般・学生	錬成道場（各階ごと）	5,220円	5,220円	10,460円	1,420円	
		トレーニングルーム	5,430円	5,430円	10,890円	1,480円	
		相撲場	2,200円	2,200円	4,400円	700円	
		クライミングウォール	820円	820円	1,650円	260円	
	高齢者	錬成道場（各階ごと）	4,110円	4,110円	8,230円	1,130円	
		トレーニングルーム	3,570円	3,570円	7,160円	970円	
		相撲場	1,630円	1,630円	3,300円	550円	
		クライミングウォール	610円	610円	1,240円	200円	
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の錬成道場、トレーニングルーム、相撲場又はクライミングウォール及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額			
	その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	錬成道場（各階ごと）	6,410円	6,410円	12,840円
営利を目的とする場合			錬成道場（各階ごと）	26,700円	26,700円	53,420円	7,330円
入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額				

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額	
児童・生徒	2時間につき90円	回数券（11枚）900円
一般・学生	2時間につき160円	回数券（11枚）1,600円
高齢者	2時間につき90円	回数券（11枚）900円

ウ 施設設備の利用料金

(7) アリーナ棟

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
大型映像装置	12,440円	12,440円	24,910円	3,410円
場内放送装置	1,230円	1,230円	2,470円	600円

場内音響装置	11,340円	11,340円	22,710円	3,110円
役員室	310円	310円	650円	100円
控室	310円	310円	650円	100円

(イ) 錬成道場棟

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,230円	1,230円	2,470円	600円
会議室	580円	580円	1,180円	160円
研修室	580円	580円	1,180円	160円
修養室	310円	310円	650円	100円
役員室(相撲場)	310円	310円	650円	100円

エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額 (1回につき)	種類	利用料金の額 (1回につき)
電光表示装置一式	530円	卓球台一式	100円
ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円
移動式バスケット台一式	210円	長机1台	50円
バドミントン用支柱一式	100円	椅子1脚	10円

オ 冷房利用料金(専用利用の場合)

(ア) アリーナ棟

区分	利用料金の額(1時間につき)
アリーナ	12,220円
役員室	100円
控室	100円

(イ) 錬成道場棟

区分	利用料金の額(1時間につき)
錬成道場(各階ごと)	1,750円
トレーニングルーム	550円
会議室	160円
研修室	220円
修養室	100円
役員室(相撲場)	100円

(6) 奥武山弓道場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,460円	2,460円	4,950円	3,300円
	一般・学生	3,300円	3,300円	6,600円	4,950円
	高齢者	2,460円	2,460円	4,950円	3,300円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒	110円	110円	170円
一般・学生	230円	230円	330円
高齢者	110円	110円	170円

(7) 糸満球技場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の 催物に専用する場合	児童・生徒	620円	620円	1,250円	170円
	一般・学生	1,250円	1,250円	2,500円	340円
	高齢者	620円	620円	1,250円	170円
その他の催物に専用する場合		2,510円	2,510円	5,040円	750円

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分	利用料金の額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の利用料金の額に準じた額

ウ 施設設備の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
会議室	260円	260円	530円	100円
シャワー	1人1回につき20円			

(8) ライフル射撃場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき8,730円
	一般・学生	4時間につき17,480円
	高齢者	4時間につき8,730円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額		
児童・生徒	2時間につき220円	回数券（11枚）2,200円	定期券（1年）11,000円
一般・学生	2時間につき450円	回数券（11枚）4,500円	定期券（1年）22,500円
高齢者	2時間につき220円	回数券（11枚）2,250円	定期券（1年）11,250円

備考

- 1 「時間外」とは、9時前と17時後に施設を利用する場合をいう。
- 2 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 3 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい、「一般・学生」とは、それら以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 4 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和3年4月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 県立学校校務支援システムに係るサーバ等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和3年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書

- イ 法人にあつては、登記事項証明書
ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- (3) 申請書等の受付期間 令和3年4月6日（火曜日）から同月21日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日（木曜日）までとする。
7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
(1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する県立学校校務支援システムに係るサーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和3年4月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 県立学校校務支援システムに係るサーバ等（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入の期限 令和3年6月30日（水曜日）
(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者
 - ア 令和3年4月6日付け沖縄県公報定期第4924号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 機器等の搬入、調整業務及び障害対応業務体制証明書令和3年4月21日（水曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島にあっては1日以内に、沖縄本島以外にあっては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
 - ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和3年5月6日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
 - (2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和3年4月6日（火曜日）から同月21日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和3年4月6日（火曜日）から同年5月6日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和3年5月17日（月曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県庁13階第2会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和3年4月6日（火曜日）から同年5月6日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所で交付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- る。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和3年5月14日(金曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of server for school affairs 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
June 30, 2021
- (3) BID OPENING
Date and Time: May 17, 2021 (Monday) 10:00 a.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Second Meeting Room
- (4) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

人事委員会事項

沖縄県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和3年4月6日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

1 試験区分、職務内容及び受験資格

種類	試験区分	職務内容	受験資格
上級	行政 I	知事部局、教育委員会、企業局等における一般行政事務	1 次のいずれかに該当する者 (1) 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 (2) 平成12年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 2 「心理」の試験区分については、1の年齢要件に加え、大学において心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和4年3月までに当該学科等を卒業する見込みの者
	心理	知事部局及び企業局におけるそれぞれの職種に応じた専門的職務	
	社会福祉		
	電気		
	機械		
	土木		
	建築		
	化学		

	農業		<p>3 「社会福祉」の試験区分については、1の年齢要件に加え、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条に規定する社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は令和4年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者</p> <p>4 「警察事務」及び「警察建築」の試験区分については、1の年齢要件に加え、日本国籍を有する者</p>
	農業土木		
	農芸化学		
	畜産		
	林業		
	水産		
	病院事務	病院事業局の県立病院等における病院経営事務	
	警察事務	警察本部、警察署等における一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等	
	警察建築	警察本部、警察署等における警察施設の設計、施工監理、保守管理等	
中級	県立学校事務Ⅰ	県立学校における学校事務	<p>1 昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者</p> <p>2 「県立学校事務Ⅱ」の試験区分については、1の年齢要件に加え、図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は令和4年3月までに当該資格を取得する見込みの者</p>
	県立学校事務Ⅱ	県立学校における学校図書館事務及び学校事務	
	市町村立学校事務	市町村立小中学校における学校事務	
初級	一般事務	知事部局等における一般行政事務	<p>1 平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。</p> <p>2 「警察事務」の試験区分については、1の年齢要件等に加え、日本国籍を有する者</p>
	土木	知事部局及び企業局における土木に係る専門的職務	
	農業土木	知事部局における農業土木に係る専門的職務	
	警察事務	警察本部、警察署等における一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等	

注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

2 「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

2 受験手続

(1) 試験案内の入手方法 試験案内は、上級試験については4月23日から、中級試験及び初級試験については6月28日から、沖縄県人事委員会事務局ホームページ（https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html）においてダウンロードすることができるほか、次の配布場所において配布する。

配布場所	沖縄県人事委員会事務局（沖縄県庁行政棟2階） 名護県税事務所 コザ県税事務所 沖縄県宮古事務所総務課 沖縄県八重山事務所総務課 沖縄県東京事務所 沖縄県大阪事務所 沖縄県名古屋情報センター
------	--

(2) 受験申込み 受験申込みは、原則としてインターネットによるものとし、申込みには、沖縄県人事委員会事務局ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。

(3) 申込受付期間 上級試験については4月23日から5月21日まで、中級試験及び初級試験については7月12日から8月13日までとする。

(4) 注意事項

- ア 受験申込みは、1種類につき1試験区分に限る。
- イ 中級試験と初級試験の重複申込みはできない。

ウ 「行政Ⅰ」、「病院事務」、「警察事務」、「県立学校事務Ⅰ」、「県立学校事務Ⅱ」、「市町村立学校事務」及び「一般事務」の試験区分については、点字による受験が可能である。

エ 点字による受験を希望する者は、受験申込み前に沖縄県人事委員会事務局総務課に連絡すること。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

種類	試験日		試験種目	試験地	合格者発表	
					発表日	方法
上級	第1次試験	6月20日	教養試験 専門試験	那覇市 石垣市 糸満市 宮古島市 北谷町	7月1日	沖縄県人事委員会事務局ホームページに掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示する。また、合格者には、後日、郵送により通知する。
	第2次試験	7月上旬から8月上旬まで	論文試験 集団討論 個別面接	第1次試験合格者に直接通知	8月中旬	
中級	第1次試験	9月26日	教養試験 専門試験	那覇市 石垣市 宮古島市 北谷町 西原町	10月8日	
	第2次試験	10月下旬から11月上旬まで	論文試験 個別面接	第1次試験合格者に直接通知	11月下旬	
初級	第1次試験	9月26日	教養試験（全ての試験区分） 専門試験（「土木」及び「農業土木」の試験区分）	那覇市 石垣市 名護市 宮古島市 北谷町 西原町	10月8日	
	第2次試験	10月下旬から11月上旬まで	作文試験 個別面接	第1次試験合格者に直接通知	11月下旬	

注1 試験地は、都合により変更する場合がある。

2 点字による受験を希望する者に対しては、試験地を指定する場合がある。

3 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。各任命権者は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。

(3) 採用は、原則として令和4年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。

(4) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。

(5) 初任給は、令和3年4月1日現在、上級試験については182,200円（研究職は195,600円）、中級試験については163,100円、初級試験については150,600円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。

5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験及び沖縄県警察官（女性）採用試験を次のとおり実施する。

令和3年4月6日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

1 試験区分、受験資格及び職務内容

試験区分	都県名	受験資格	職務内容
警察官 A（男）	沖縄県	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた	個人の生命、身

性) ※警視庁及び 千葉県との 共同試験		者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務
	警視庁（東京都）	次のいずれかに該当する者 1 昭和61年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの又は令和4年3月までに大学を卒業する見込みのもの 2 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で大学卒業程度の学力を有するもの	
	千葉県	昭和63年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 千葉県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
警察官A（女性）	沖縄県	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
警察官B（男性） ※警視庁及び 千葉県との 共同試験	沖縄県	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
	警視庁（東京都）	次のいずれかに該当する者 1 昭和61年4月2日以降に生まれた者で高校を卒業したもの又は令和4年3月までに高校を卒業する見込みのもの 2 昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で高校卒業程度の学力を有するもの	
	千葉県	平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 千葉県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
警察官B（女性）	沖縄県	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	

- 注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。
 2 日本の国籍を有しない者は、受験できない。
 3 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいい、高校とは、同法に規定する高等学校をいう。

2 受験手続

- (1) 試験案内の入手方法 試験案内は、警察官A採用試験については4月23日から、警察官B採用試験については6月28日から、沖縄県警察本部「採用案内」ホームページ（<https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015022300463/>）においてダウンロードすることができるほか、沖縄県警察本部警務課及び県内各警察署において配布する。

(2) 受験申込み

ア インターネットで申込み場合 沖縄県警察本部「採用案内」ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。

イ 持参で申し込む場合 沖縄県警察本部警務課又は県内各警察署に受験申込書及び受験票を提出すること。

ウ 郵送で申し込む場合 沖縄県警察本部警務課に受験申込書及び受験票を郵送すること。

(3) 申込受付期間 警察官A採用試験については4月23日から5月21日まで、警察官B採用試験については6月28日から8月13日までとする。なお、郵送による場合は、警察官A採用試験については5月21日の消印のあるものまで、警察官B採用試験については8月13日の消印のあるものまで受け付ける。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

試験区分	試験日	試験種目	試験地	合格者発表		
				発表日	方法	
警察官A (男性) 及び警察官A (女性)	第1次試験	7月10日	体力試験 I	沖縄市	7月21日	沖縄県人事委員会事務局ホームページ (https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html) に掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局(県庁行政棟2階)、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示する。また、合格者には、後日、郵送により通知する。なお、警視庁又は千葉県合格者には、後日、各都県が通知する。
		7月11日	教養試験	糸満市 北谷町		
	第2次試験	8月上旬から同月中旬まで	論文試験 個別面接 体力検査Ⅱ 身体測定 身体検査 免許、資格等に係る加点	第1次試験合格者に直接通知	9月上旬	
警察官B (男性) 及び警察官B (女性)	第1次試験	10月16日	体力試験 I	石垣市 うるま市 宮古島市	10月29日	
		10月17日	教養試験	那覇市 石垣市 名護市 宮古島市		
	第2次試験	11月中旬から12月上旬まで	作文試験 個別面接 体力検査Ⅱ 身体測定 身体検査 免許、資格等に係る加点	第1次試験合格者に直接通知	12月中旬	

注1 試験地は、都合により変更する場合がある。

2 警察官A(男性)及び警察官B(男性)の試験区分に係る教養試験は、警視庁及び千葉県人事委員会との共同試験である。

3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、各都県が第1次試験合格者に直接通知する。

4 沖縄県を志望する者で体力検査Iを受験しないものは、沖縄県の第1次試験を棄権したものととして取り扱う。

5 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる(免許、資格等に係る加点を除く。)

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。警察本部長は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。

(3) 採用は、原則として令和4年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。

(4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定する。

(5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。

(6) 初任給は、令和3年4月1日現在、警察官A採用試験については208,600円、警察官B採用試験については173,400円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。

- (7) 警視庁及び千葉県については、各都県に問い合わせること。
5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--